

# 一般社団法人行政情報システム研究所定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人行政情報システム研究所（以下「本研究所」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本研究所は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本研究所は、社会経済の進展に即応し、情報システムに係る調査研究、普及啓発、役務の提供等の事業を実施することにより、行政の情報化とこれを通じた行政事務の高度化・効率化および行政サービスの向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 情報システムおよび行政管理に関する調査研究

(2) 情報システムの開発・整備、利用の促進および高度化並びにこれらに関する

支援

(3) 情報システムに関する知識の普及、研究の奨励および国際交流の推進

(4) 情報システムに関する教育・訓練

(5) 前各号に係る内外資料の収集・整備・提供および出版物の刊行

(6) 情報システムに係る役務、機器等の提供

(7) 前各号に係る事業の用に供する施設・設備の設置および運営

(8) その他本研究所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (種 別)

第5条 本研究所に次の会員を置く。

(1) 正会員 本研究所の目的事業に関連をもち、その趣旨に賛同する法人。

(2) 特別会員 本研究所の目的事業に密接かつ重要な関連をもつ公的機関等及び学識経験を有する個人であって理事会で承認を得たもの。

(3) 賛助会員 本研究所の目的事業に協力しようとする法人又は個人。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 本研究所の正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 本研究所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本研究所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 前3条の場合において、既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長に当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の場合において、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された議案について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 総会に出席できない正会員は、委任状を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

3 前2項による正会員は、総会に出席したものとし、総会の議決権1個を行使したものとす。

(決議の省略)

第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、当該提案につきすべての正会員が、書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長のほか、総会に出席した会員の中より2名以上の議事録署名人を指定し、その者の記名押印を必要とする。

## 第5章 役員等

(役員の設定等)

第22条 本研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本研究所を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐して本研究所の業務を掌理する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問・参与)

第29条 本研究所は、事業の質の向上と円滑な遂行を諮るため、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本研究所に功労があった者として、本研究所の運営に関して理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。

3 参与は、本研究所が行う事業について専門的意見を述べ、あるいは遂行を支援する。

4 顧問は総会の決議により、参与は理事会の推薦により、それぞれ理事長が委嘱する。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本研究所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本研究所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長に当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事から理事会の決議の目的たる事項について提案があった場合において、当該提案につき議決に加わることのできるすべての理事が、書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をし、監事が当該提案について異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本研究所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事業年度開始前に当該年度の事業計画書、収支予算書の総会の承認を得ることが困難な場合は、理事会の決議を経て、その収支予算の成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入支出をすることができる。

4 前項の規定による収入支出は、当該年度の収支予算が成立したときは、その成立した収支予算による収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本研究所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号から第5号の書類については通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の処分)

第40条 本研究所は、決算で生じた剰余金は翌事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本研究所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 清算のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本研究所の公告は、電子公告により行う

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

## 第10章 事務局

(事務局)

第44条 本研究所に事務局を設け、所要の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局に関する必要な事項は、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本研究所の最初の代表理事（理事長）は畠中誠二郎、業務執行理事（専務理事）は高森國臣とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、



解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人行政情報システム研究所の諸規則等は、一般社団法人行政情報システム研究所の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。